

入湯税について

入湯税については、地方税法第701条において収入の使途が定められている目的税です。

その使途は、次の費用に充てるものとされています。

- ・環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備
- ・観光の振興（観光施設の整備を含む。）

入湯税の使途状況

令和5年度決算

区 分	事 業 名	決算額（充当額）
環境衛生施設の整備	し尿処理施設改修事業	334 千円
消防施設等の整備	消防ポンプ自動車購入事業	300 千円
観光振興	阿南市観光協会補助金	300 千円
合 計		934 千円